

2015年1月19日

Japan tax newsletter

EY税理士法人

## 平成27年度税制改正大綱

### Contents

- ▶ 平成27年度税制改正の基本的考え方
- ▶ 法人課税
- ▶ 国際課税
- ▶ 消費課税
- ▶ 個人所得課税・資産課税
- ▶ 納税環境整備

昨年12月30日に、政府与党(自由民主党・公明党)による「平成27年度税制改正大綱(以下、大綱)」が公表されました。本ニュースレターにおいては、大綱で明らかにされた、法人課税、国際課税、消費課税等における主要な改正・見直し事項の概要をご紹介します。

なお、一部項目の内容については、今後の国会における法案審議の過程において、修正・削除・追加などが行われる可能性があることにご留意ください。

**EY**

Building a better  
working world

## 平成27年度税制改正の基本的考え方

- ▶ デフレ脱却・経済再生をより確実なものにするために、成長志向に重点を置いた法人税改革を行います。
- ▶ 少子高齢化・人口減少の克服及び東京一極集中の是正(地方創生)を目指す税制措置を講じます。
- ▶ 消費税率引上げ時期の変更に伴う措置を手当てします。
- ▶ OECDが推進しているBEPSプロジェクト等の取組みの趣旨を踏まえて、国境を越えた取引や人の動きに係る課税の適正化に取り組みます。

## 法人課税

### 法人税改革の枠組み

今般の法人税改革は、「課税ベースを拡大しつつ税率を引き下げる」ことにより、法人課税を成長志向型の構造に変えるものです。より広く負担を分かち合い、「稼ぐ力」のある企業や企業所得の計上に前向きな企業の税負担を軽減することで、企業の収益力の改善に向けた投資や新たな技術開発等への挑戦がより積極的になり、それが成長につながっていくように、法人課税の構造改革を行うものです。

平成27年度を初年度とし、以後数年で、法人実効税率を20%台まで引き下げることを目指します。その際、制度改正を通じた課税ベースの拡大等により、恒久財源をしっかりと確保します。

第1段階として、平成27年度税制改正において、法人税率を現行の25.5%から23.9%に引き下げるとともに、欠損金繰越控除の見直し、受取配当等益金不算入の見直し、法人事業税の外形標準課税の拡大、租税特別措置の見直しを行います。大法人向けの法人事業税所得割(地方法人特別税を含む)については、外形標準課税の拡大にあわせて、現行7.2%の標準税率を、平成27年度に6.0%、平成28年度に4.8%に引き下げます。これらにより、国・地方を通じた法人実効税率(現行34.62%)は、平成27年度に32.11%(▲2.51%)、平成28年度に31.33%(▲3.29%)となります。

(法人実効税率)

| 現行     | 平成27年度 | 平成28年度 |
|--------|--------|--------|
| 34.62% | 32.11% | 31.33% |

(注)モデルは外形標準課税適用(標準税率)の大法人

第2段階として、平成28年度税制改正においても、課税ベースの拡大等により財源を確保して、平成28年度における税率引下げ幅の更なる上乗せを図ります。さらに、その後の年度の税制改正においても、引き続き、法人実効税率を20%台まで引き下げることを目指して、改革を継続します。この際、外形標準

課税の適用対象法人のあり方、減価償却方法の定額法への一本化、法人事業税の損金不算入化、などについて検討を行います。

全法人の99%を占める中小法人(資本金1億円以下)については、軽減税率や各種の政策税制が適用されるほか、多くの制度において、大法人と異なる扱いが認められています。中小法人の実態を丁寧に検証しつつ、資本金1億円以下を中小法人として一律に扱い同一の制度を適用していることの妥当性について、検討を行います。その上で、中小法人のうち7割が赤字法人であり、一部の黒字法人に税負担が偏っている状況を踏まえつつ、中小法人課税の全般にわたり、各制度の趣旨や経緯も勘案しながら、引き続き、幅広い観点から検討を行います。

公益法人等・協同組合等については、その実態を丁寧に検証しつつ、今般の法人税改革の趣旨に沿って、その課税のあり方について引き続き検討を行います。

法人実効税率の変更等による繰延税金資産・負債の計上額の修正は、改正法案が決算日までに公布され、将来の適用税率や新しい税制の内容が確定している場合に行う必要があります。よって、3月決算法人の場合、実務的には、今回の改正内容を確認しておいた上で税効果会計への影響を把握しておくことが必要です。

### 法人税率の引下げ

法人税率の引下げが決定しました。これにより、平成27年4月1日以後に開始する事業年度については、法人税率が25.5%から23.9%に低下します。また、中小法人等の軽減税率の特例は2年間延長され、平成29年3月31日までの間に開始する事業年度については、所得の金額のうち年800万円以下の部分に対する税率が引き続き19%から15%に低下します。

|              |                          | 現行      | 改正案   |
|--------------|--------------------------|---------|-------|
| 普通法人         |                          | 25.5%   | 23.9% |
| 中小法人<br>(注1) | 所得の金額のうち<br>年800万円以下の部分  | 15%(注2) |       |
|              | 所得の金額のうち<br>年800万円を超える部分 | 25.5%   | 23.9% |

(注1)「中小法人」とは、普通法人のうち、各事業年度終了の時ににおいて資本金の額もしくは出資金の額が1億円以下であるもの又は資本若しくは出資を有しないもの(資本金の額等が5億円以上の大法人の100%子法人及び100%グループ内の複数の大法人に発行済株式等の全部を保有されている法人を除く)をいいます。

(注2)中小法人の軽減税率は本来19%ですが、「特例」で現在は15%に下げられています。この特例の適用期間が2年間延長されます。

## 欠損金の繰越控除制度の改正

欠損金の繰越控除制度等について、次の見直しが行われます。

- ① 青色欠損金、災害損失金及び連結欠損金の繰越控除制度における控除限度額について、次のとおり、段階的に引下げが行われます。

(イ)平成27年4月1日から平成29年3月31日までの間に開始する繰越控除をする事業年度について、その繰越控除前の所得の金額の80%相当額から65%相当額へ引き下げます。

(ロ)平成29年4月1日以後に開始する繰越控除をする事業年度について、その繰越控除前の所得の金額の50%相当額とします。

|       | 現行        | 平成27年4月1日から平成29年3月31日までの間に開始する事業年度 | 平成29年4月1日以後に開始する事業年度 |
|-------|-----------|------------------------------------|----------------------|
| 控除限度額 | 所得の金額の80% | 所得の金額の65%                          | 所得の金額の50%            |

- ② 上記①の改正に伴い、平成27年4月1日以後に開始する事業年度について次の措置がとられます。

(イ)中小法人等については、現行の控除限度額(所得の金額の100%相当額)が継続適用されます。

(ロ)更生手続開始の決定、再生手続開始の決定があったこと等の事実が生じた法人については、その決定等の日から更生計画認可の決定、再生計画認可の決定等の日以後7年を経過する日までの期間内の日の属する各事業年度については、控除限度額を所得の金額の100%相当額とします。(ただし、金融商品取引所への再上場等があった場合におけるその再上場された日等以後に終了する事業年度は対象外となります)

(ハ)法人の設立の日から同日以後7年を経過する日までの期間内の日の属する各事業年度については、控除限度額を所得の金額の100%相当額とします。(ただし、金融商品取引所に上場された場合等におけるその上場された日等以後に終了する事業年度は対象外となります)

(注)対象となる法人から、資本金の額等が5億円以上の大法人の100%子法人及び100%グループ内の複数の大法人に発行済株式等の全部を保有されている法人を除きます。

- (ニ)特定目的会社、投資法人等の支配配当等の損金算入制度の適用対象となるものについては、現行の控除限度額(所得の金額の100%相当額)が継続適用されます。

|   | 控除限度額      |   |
|---|------------|---|
|   | 現行         | 改正案   |
| 中小法人等   | 所得の金額の100% |   |
| 更生手続開始の決定、再生手続開始の決定があったこと等の事実が生じた法人のその決定等の日からその決定等の日以後7年を経過する日までの期間内の日の属する各事業年度 | 所得の金額の100% | 所得の金額の100%<br>(ただし、金融商品取引所への再上場等があった場合におけるその再上場された日等以後に終了する事業年度は対象外となります) |
| 新設法人  | -          | 所得の金額の100%<br>(ただし、金融商品取引所に上場された場合等におけるその上場された日等以後に終了する事業年度は対象外となります)     |
| 特定目的会社、投資法人等で、支配配当等の損金算入制度の適用対象となるもの  | 所得の金額の100% |   |

- ③ 青色欠損金、災害損失金及び連結欠損金の繰越期間を9年から10年へ延長します。これに伴い、当該規定の適用に係る帳簿書類の保存期間、欠損金額の更正期限、欠損金額の更正の請求期限も9年から10年へ延長されます。この改正は、平成29年4月1日以後に開始する事業年度において生じた欠損金について適用されます。

欠損金の繰越控除限度額の引下げは、決算における税効果会計の観点から大きな影響を及ぼすことが見込まれます。繰越欠損金に対して繰延税金資産を計上している法人は、その一部について取り崩しを要することも考えられます。また、企業グループ内に単体納税の黒字法人と赤字法人が混在している場合には、連結納税制度の導入インセンティブが一層高まるものと予想されます。

## 受取配当金益金不算入制度の見直し

受取配当等の益金不算入制度について、次の見直しを行います。

- ① 益金不算入の対象となる株式等の区分及びその配当等の益金不算入割合を次のとおり見直します。

| 現行                   |                      | 改正案                 |                      |
|----------------------|----------------------|---------------------|----------------------|
| 区分<br>(持株割合)         | 益金不算入額               | 区分<br>(持株割合)        | 益金不算入額               |
| 完全子法人株式等(100%)       | 受取配当金額の全額            | 完全子法人株式等(100%)      | 受取配当金額の全額            |
| 関係法人株式等(100%未満25%以上) | 受取配当金額の全額(負債利子控除あり)  | 関連法人株式等(100%未満1/3超) | 受取配当金額の全額(負債利子控除あり)  |
|                      |                      | その他の株式等(1/3以下5%超)   | 受取配当金額の50%(負債利子控除なし) |
| 上記以外(25%未満)          | 受取配当金額の50%(負債利子控除あり) | 非支配目的株式等(5%以下)      | 受取配当金額の20%(負債利子控除なし) |

- ② 公社債投資信託以外の証券投資信託の収益の分配の額については、その全額を益金算入とします。ただし、特定株式投資信託(ETFなど)の収益の分配の額については、その受益権を株式等と同様に扱い、上記①の非支配目的株式等として、その収益の分配の額の20%を益金不算入とします。
- ③ 上記の改正に伴い、青色申告書を提出する保険会社が受ける非支配目的株式等に係る配当等の額については、その40%相当額を益金不算入とする特例が創設されます。また、損害保険会社の受取配当等の益金不算入等の特例(特別利子に係る負債利子控除の特例)は廃止されます。

(注) 関連法人株式等に係る負債利子控除額の計算の簡便法の基準年度は、平成27年4月1日から平成29年3月31日までの間に開始する事業年度となります。

投資目的で保有する上場株式等の保有比率は、5%以下のものがほとんどであろうと思われます。このような株式からの受取配当について、益金不算入額が大幅に引き下げられます(50%から20%へ)。

## 研究開発税制の見直し

試験研究を行った場合の税額控除制度について、次の見直しを行います。

- ① 控除税額の総枠(一般試験研究費の枠+特別試験研究費の枠)の上限を引き続き当期の法人税額の30%とします。
- ② 特別試験研究費の額に係る税額控除制度について、次の見直しを行います。

- イ 税額控除率を次のとおり引き上げます。  
 (イ) 特別試験研究機関等又は大学等との共同研究及びこれらに対する委託研究 → 30%  
 (ロ) 上記以外のもの → 20%
- ロ 控除税額の上限を、試験研究費の総額に係る税額控除制度及び中小企業技術基盤強化税制とは別枠で、当期の法人税額の5%とします。
- ハ 特別試験研究費の範囲について、次の見直しを行います。  
 (イ) 特別試験研究機関等のうち試験研究独立行政法人の範囲から国立研究開発法人以外の法人を除外します。  
 (ロ) 特定中小企業者に対する委託研究の対象となる委託先の範囲に公益法人等、地方公共団体の機関、地方独立行政法人等を加えます。  
 (ハ) 特定中小企業者に対して支払う知的財産権の使用料を加えます。

- ③ 試験研究費の総額に係る税額控除制度及び中小企業技術基盤強化税制の控除税額の上限が、当期の法人税額の30%から25%へ低下します。

(注) これらの制度の対象となる試験研究費の額には、特別試験研究費の額に係る税額控除制度の対象とした特別試験研究費の額を含まないこととします。

- ④ 繰越税額控除限度超過額及び繰越中小企業者等税額控除限度超過額に係る税額控除制度を廃止します。

|           |       | 現行                | 改正案                                      |
|-----------|-------|-------------------|--|
| 税額控除の総枠   |       | 30%               |  |
| 一般試験研究費   | 税額控除率 | 8~10%(中小企業者等は12%) |  |
|           | 控除限度額 | 法人税額の30%          | 法人税額の25%                                 |
| 特別試験研究費   | 税額控除率 | 12%               | ① 特別試験研究機関等又は大学等との共同研究 30%<br>② 上記以外 20% |
|           | 控除限度額 | 一般試験研究費の控除限度の枠内   | 一般試験研究費の枠とは別に、法人税額の5%                    |
| 税額控除限度超過額 |       | 1年間の繰越し           | 繰越しは廃止                                   |

## 外形標準課税の拡大

### ① 法人事業税の税率の改正

資本金の額又は出資金の額(以下「資本金」という)1億円超の普通法人の法人事業税、地方法人特別税の標準税率を次のとおり見直します。

|         | 現行                | 改正案        |            |            |
|---------|-------------------|------------|------------|------------|
|         |                   | 平成27年度     | 平成28年度~    |            |
| 付加価値割   | 0.48%             | 0.72%      | 0.96%      |            |
| 資本割     | 0.2%              | 0.3%       | 0.4%       |            |
| 所得割     | 年400万円以下の所得       | 3.8%(2.2%) | 3.1%(1.6%) | 2.5%(0.9%) |
|         | 年400万円超800万円以下の所得 | 5.5%(3.2%) | 4.6%(2.3%) | 3.7%(1.4%) |
|         | 年800万円超の所得        | 7.2%(4.3%) | 6.0%(3.1%) | 4.8%(1.9%) |
| 地方法人特別税 | 67.4%             | 93.5%      | 152.6%     |            |

(注1) 所得割の税率欄のカッコ内の率は、地方法人特別税等に関する暫定措置法適用後の税率となります。

(注2) 3以上の都道府県に事務所又は事業所を設けて事業を行う法人の所得割に係る税率については、軽減税率の適用はありません。

### ② 法人事業税資本割の課税標準、法人住民税均等割の税率区分の見直し等

自己株式取得等により、法人の資本金等の額が著しく低くなる場合があります。このようなケースに対応するため、現行の資本割の課税標準である資本金等の額について、「資本金等の額」と「資本金と資本準備金の合計額」のいずれか大きい金額へ変更されます。また、法人住民税均等割の税率区分についても同様に、「資本金等の額」と「資本金と資本準備金の合計額」のいずれか大きい金額へ変更されます。

### ③ 付加価値割における所得拡大促進税制の導入

平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間に開始する事業年度において、以下に掲げる所得拡大促進税制の適用要件を満たす場合には、その雇用者給与等支給増加額を付加価値割の課税標準から控除できることとなります。

- イ その法人の雇用者給与等支給増加額の基準雇用者給与等支給額に対する割合が一定割合以上であること
- ロ 雇用者給与等支給額が前事業年度の雇用者給与等支給額以上であること
- ハ 平均給与等支給額が前事業年度の平均給与等支給額を上回ること

(注) 上記イの一定割合以上の具体的数値については、後述のその他、所得拡大促進税制の見直しをご参照ください。

### ④ 法人事業税の税率の改正に伴う負担変動の軽減措置

資本金1億円超の普通法人のうち、付加価値額が40億円未満の法人については、2年間、法人事業税の税率の改正に伴う負担変動の軽減措置が講じられます。

| 付加価値額           | 事業税から控除する額   |  |
|-----------------|--|--|
|                 | 平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に開始する事業年度   | 平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に開始する事業年度   |
| 30億円以下          | (その事業年度の事業税額 - 平成27年3月31日現在の事業税の税率を当該事業年度のそれぞれの課税標準に乗じて計算した金額) × 1/2                       | (その事業年度の事業税額 - 平成28年3月31日現在の事業税の税率を当該事業年度のそれぞれの課税標準に乗じて計算した金額) × 1/2                       |
| 30億円超<br>40億円未満 | (その事業年度の事業税額 - 平成27年3月31日現在の事業税の税率を当該事業年度のそれぞれの課税標準に乗じて計算した金額) × 付加価値額に応じて1/2から0の間の割合を乗じた額 | (その事業年度の事業税額 - 平成28年3月31日現在の事業税の税率を当該事業年度のそれぞれの課税標準に乗じて計算した金額) × 付加価値額に応じて1/2から0の間の割合を乗じた額 |

## 地方拠点強化税制の創設

地域再生法の改正に伴い、地方拠点において建物等を取得した場合の特別償却又は法人税の特別控除、雇用促進税制の拡充が行われます。当該制度には、地方にある企業の本社機能等の強化を支援する「拡充型」と、都市圏から地方への本社機能の移転を支援する「移転型」の2つがあります。

### ① 地方拠点建物等を取得した場合の特別償却又は税額控除制度

青色申告書を提出する法人で地域再生法の改正法の施行の日から平成30年3月31日までの間に地域再生法の地方拠点強化実施計画(仮称)について承認を受けたものが、その承認の日から2年以内に、その地方拠点強化実施計画に記載された建物及びその附属設備並びに構築物で、一定の規模以上のものの取得等をして、その事業の用に供した場合には、「拡充型」が適用されます。その地方拠点強化実施計画がその法人の同法の特定施設(仮称)の同法の特定地域(仮称)から同法の大都市等(仮称)以外の地域への移転(都市圏から地方への移転)に関するものである場合には、「移転型」が適用されます。それぞれの特別償却割合と税額控除割合は、以下のとおりとなります。なお、特別償却と税額控除はいずれかひとつの選択適用です。ただし、税額控除における控除税額は、当期の法人税額の20%を上限とします。

(注) 上記の「一定の規模以上のもの」とは、一の建物及びその附属設備並びに構築物の取得価額の合計額が2,000万円以上(中小企業者にあつては、1,000万円以上)のものをいいます。

|     | 特別償却割合 | 税額控除(特別控除)割合                      |         |
|-----|--------|-----------------------------------|---------|
|     |        | 平成29年3月31日までの間に計画の承認を受けた法人が取得したもの | 左記以外のもの |
| 拡充型 | 15%    | 4%                                | 2%      |
| 移転型 | 25%    | 7%                                | 4%      |

### ② 雇用促進税制の拡充

雇用者の数が増加した場合の雇用促進税制について、次の見直しが行われます。

イ 青色申告書を提出する法人で地域再生法の改正法の施行の日から平成30年3月31日までの間に地方拠点強化実施計画について承認を受けたものが、その承認の日から2年以内の日を含む事業年度(「対象年度」)において、その地方拠点強化実施計画に従って移転又は新增設をした特定施設である事業所(地方拠点等)における増加雇用者数(法人全体の増加雇用者数を上限とします)に次の場合の区分に応じ次の金額を乗じた金額の税額控除ができます

- (イ) 現行の適用要件を満たす場合 → 50万円
- (ロ) 現行の適用要件のうち雇用者増加割合が10%以上であることと要件以外の要件を満たす場合 → 20万円

ロ 上記イのうち、「移転型」の措置の適用を受ける場合には、対象年度のうちその適用を受ける事業年度以後の各事業年度において、対象年度のうち当該事業年度以前の各事業年度のその特定施設である事業所における増加雇用者数の合計数に30万円を乗じた金額の税額控除ができます。

(注1) 上記イの措置の適用を受ける場合で上記イ(イ)に該当する場合には、現行の雇用促進税制の適用の基礎となる増加雇用者数から、この措置の適用の基礎となる増加雇用者数を控除します。

(注2) 上記ロの措置は、事業主都合による離職者がある場合及び風俗営業等を行っている場合には、適用されません。

(注3) 上記ロの措置は、その特定施設である事業所における雇用者数又は法人全体の雇用者数が減少した事業年度以後の事業年度は対象となりません。

(注4) 上記イ及びロによる控除税額は、当期の法人税額の30%から現行の雇用促進税制による控除税額と上記①の税額控除制度による控除税額との合計額を控除した残額を上限とします。

|     | 税額控除額(増加雇用者数1人当たり)           |                              |
|-----|------------------------------|------------------------------|
|     | 法人全体の雇用者増加率が10%未満            | 法人全体の雇用者増加率が10%以上            |
| 拡充型 | 20万円                         | 50万円                         |
| 移転型 | 20万円<br>+<br>(30万円(最大3年間継続)) | 50万円<br>+<br>(30万円(最大3年間継続)) |

## その他

### ▶ 所得拡大税制の見直し

所得拡大促進税制の要件のうち、下記イに係る雇用者給与等支給増加割合につき見直しが行われます。

(要件)

- イ その法人の雇用者給与等支給増加額の基準雇用者給与等支給額に対する割合が一定割合以上であること
- ロ 雇用者給与等支給額が前事業年度の雇用者給与等支給額以上であること
- ハ 平均給与等支給額が前事業年度の平均給与等支給額を上回ること

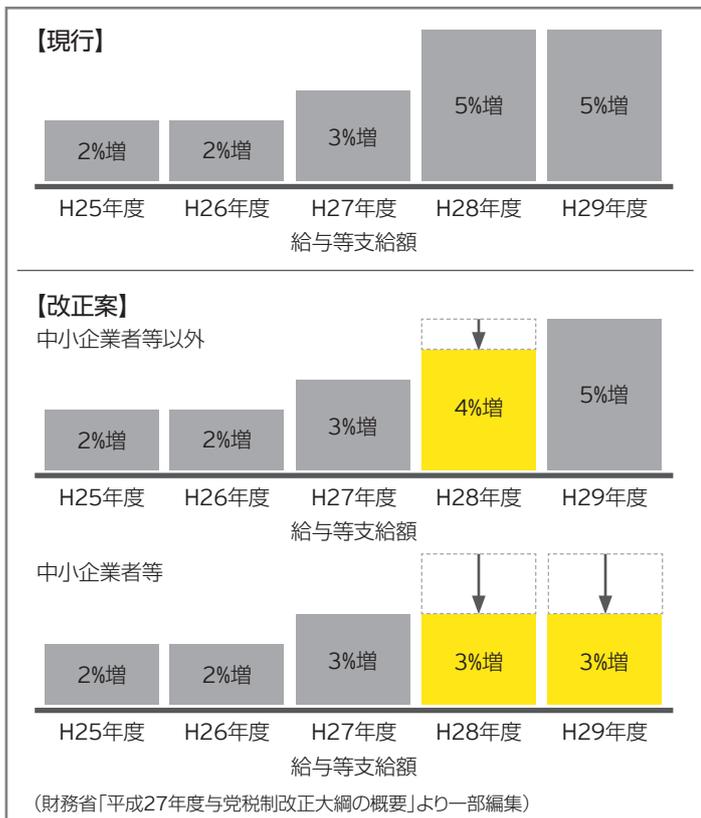
(雇用者給与等支給増加割合に係る改正案)

#### ① 中小企業者等

平成28年4月1日以後に開始する適用年度について、雇用者給与等支給増加割合を5%以上から3%以上へ改正する。

#### ② 中小企業者等以外の法人

平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に開始する適用年度について、雇用者給与等支給増加割合を5%以上から4%以上へ改正する。



### ▶ オプション取引に係る有効性判定方法に関する手続きの見直し

繰延ヘッジ処理又は時価ヘッジ処理におけるオプション取引に係るヘッジの有効性判定について、ヘッジ対象の資産等の評価差額とオプション取引に係る基礎商品の時価変動額とを比較する方法により行う場合には、税務署長に届出書を提出することによりその方法に変更することができることとなります。

### ▶ 特定目的会社に係る課税の特例の見直し

特定目的会社に係る課税の特例について、平成22年4月1日前に設立された特定目的会社のうち平成27年3月31日までに業務開始届出をしていないものに対しては、同年4月1日以後に終了する事業年度より、特定出資の国内募集割合が50%を超えていることとする要件を適用することとなります。

### ▶ 投資法人における税会不一致による二重課税の解消

投信法の見直しを前提に、利益超過分配の額のうち一時差異等調整引当額(仮称)の増加額に相当する金額を配当等の額に含めることで、損金の額に算入する措置が講じられます。また、90%超支払配当要件における配当可能利益の額から一時差異等調整積立金(仮称)の増加額を控除する等の措置が講じられます。

### ▶ 9号買換え特例(長期保有資産の買換えに係る圧縮記帳)の延長

特定の資産の買換えの場合等の課税の特例における長期所有の土地、建物等から国内にある土地、建物、機械装置等への買換え(租税特別措置法第65条の7第1項第9号)について、次の見直しを行った上、その適用期限が2年3か月延長されます(平成29年3月31日まで)。

① 買換え資産から機械装置及びコンテナ用の貨車を除外する。

② 改正地域再生法の大都市等(仮称)以外の地域から大都市等への買換えについて、課税の繰延べ割合を80%から75%(同法の特定期域(仮称)への買換えの場合は70%)へ引き下げます。

## 国際課税

### 外国子会社配当益金不算入制度の見直し

- ▶ 内国法人が外国子会社(持株割合25%以上等の要件を満たす外国法人)から受ける配当等の額で、その配当等の額の全部又は一部が外国子会社の本店所在地国の法令において損金の額に算入することとされている場合には、その配当等の額は益金不算入の対象から除外されることとなります。
- ▶ 内国法人が外国子会社から受ける配当等の額の一部が損金の額に算入された場合には、その損金の額に算入された部分の金額のみを益金不算入の対象から除外することもできます。この場合、確定申告書等へ所定の明細書の添付及び一定の書類の保存が必要となります。
- ▶ 益金不算入の対象から除外される配当等の額に対して課される外国源泉税等の額は、外国税額控除の対象とされます。

この改正は、平成28年4月1日以後に開始する事業年度において、内国法人が外国子会社から受ける配当等の額について適用されます。ただし、平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に開始する各事業年度において外国子会社から受ける配当等の額(平成28年4月1日において有する当該外国子会社の株式等に係るものに限る。)については、従前どおりの取扱いとされます。

平成21年度税制改正により導入された外国子会社配当益金不算入制度は、その対象となる配当等の額を制限することなく、支払側で損金算入されるような配当等の額(損金算入配当)も含めて益金不算入の対象とされていました。平成26年9月に公表された、BEPS(Base Erosion and Profit Shifting:税源浸食と利益移転)行動計画2「ハイブリッド:ミスマッチ取り決めの効果の無効化」では、配当の支払国で損金算入され、受取国で益金不算入とされる二重非課税の状態を問題としており、この勧告を受けて、損金算入配当が益金不算入制度の対象から除外されることとなりました(オーストラリアの償還優先株式に係る優先配当やブラジルの利子配当等)。

### 外国子会社合算税制の見直し

#### ① トリガー税率の見直し

特定外国子会社等に該当することとされる著しく低い租税負担割合の基準(いわゆるトリガー税率)が20%未満(現行20%以下)に変更されます。

#### ② 適用除外基準の見直し

- ▶ 事業基準の判定における被統括会社の範囲に、特定外国子会社等が発行済株式等の50%以上を有する等の要件を満たす内国法人が追加されます。また、統括会社の要件のうち、二以上の被統括会社に対して統括業務を行っていることとする要件について、二以上の外国法人である被統括会社を含む複数の被統括会社に対して統括業務を行っていることに変更されます。
- ▶ 事業基準の判定における事業持株会社の要件に、統括会社の有する外国法人である被統括会社の株式等の帳簿価額の合計額の当該統括会社の有する全ての被統括会社の株式等の帳簿価額の合計額に対する割合、又は統括会社の外国法人である被統括会社に対して行う統括業務に係る対価の額の合計額の当該統括会社の全ての被統括会社に対して行う統括業務に係る対価の額の合計額に対する割合が50%を超えていることが追加されます。
- ▶ 非関連者基準の判定上、卸売業を主たる事業として営む統括会社が内国法人である被統括会社との間で行う取引については、関連者取引に該当することとされます。

#### ③ 申告要件の見直し

適用除外基準の適用がある旨を記載した書面の確定申告書への添付又は適用がある旨を明らかにする資料等の保存がされていない場合においても、税務署長がその添付又は保存がなかったことにつきやむを得ない事情があると認めるときは、当該書面及び資料等の提出があった場合に限り、適用除外基準を適用することができることとされます。

上記①から③までの改正は、特定外国子会社等の平成27年4月1日以後に開始する事業年度から適用されます。

#### ④ 特定外国子会社等が子会社から配当等を受ける場合の取扱い

- ▶ 特定外国子会社等が、子会社(持株割合25%以上等の要件を満たす法人)から受ける損金算入配当等の額(その配当等の額の全部又は一部が子会社の本店所在地国の法令において、損金の額に算入することとされている場合におけるその配当等の額)は、当該特定外国子会社等の合算対象とされる金額の計算上控除しないこととされます。
- ▶ 特定外国子会社等が他の特定外国子会社等から受ける損金算入配当等の額のうち、当該他の特定外国子会社等の合算対象とされた金額から充てられた部分の額は、当該特定外国子会社等の合算対象とされる金額の計算上控除されることとされます。

この改正は、特定外国子会社等の平成28年4月1日以後に開始する事業年度に係る合算対象とされる金額について適用されます。

#### ⑤ 内国法人が特定外国子会社等から配当等を受ける場合の取扱い

内国法人が特定外国子会社等から受ける損金算入配当等の額のうち、当該内国法人の配当等を受ける日を含む事業年度及び当該事業年度開始の日前10年以内に開始した各事業年度において、当該特定外国子会社等につき合算対象とされた金額の合計額に達するまでの金額は、当該内国法人の所得金額の計算上益金の額に算入しないこととされます。

この改正は、平成28年4月1日以後に開始する事業年度において、内国法人が特定外国子会社等から受ける配当等の額について適用されます。ただし、平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に開始する各事業年度において特定外国子会社等から受ける配当等の額(平成28年4月1日において有する当該特定外国子会社等の株式等に係るものに限り)については、従前どおりの取扱いとされます。

トリガー税率の改正により、英国(平成27年4月以降)やタイといった法人税率20%の国に所在する外国子会社が、特定外国子会社等に該当しないこととなります(これらの国に所在する外国子会社であっても、一定の非課税所得が生じる場合には、改正後も引き続き特定外国子会社等に該当する可能性はあります)。

## 帰属主義への変更に関する措置

平成26年度税制改正で措置された、国際課税原則の帰属主義への変更が円滑に実施されるようにするため、次に掲げる措置が新たに講じられることとなります。

- ① 外国法人が得る履行期間6月未満の売掛債権等に係る利子は、法人税法に規定する国内源泉所得である「国内資産の運用・保有所得」に該当しない旨が明確化されます。
- ② 外国法人の恒久的施設と本店等との間で、恒久的施設に帰属しなくても課税対象とされる国内不動産の譲渡所得や貸付対価等の国内源泉所得を生ずべき資産の当該恒久的施設による譲渡、又は取得に相当する内部取引があった場合には、当該内部取引は、その資産の内部取引の直前の帳簿価額に相当する金額により行われたものとして、当該外国法人の恒久的施設帰属所得に係る所得の金額を計算することとされます。
- ③ 外国銀行等の資本に係る負債の利子の損金算入制度による損金算入額は、確定申告書等に記載された金額が限度とされます。
- ④ 内国法人の外国税額控除における国外所得金額について、国外事業所等帰属所得とそれ以外の国外源泉所得に区分して計算方法を定めるとともに、国外事業所等帰属所得に係る所得金額の計算について、明確化のための所要の整備が行われます。

上記の改正は、平成28年4月1日以後に開始する事業年度分の法人税及び平成29年分以後の所得税について適用されます。

## その他の改正事項

#### ① 非居住者に係る金融口座情報の自動的交換のための報告制度

平成29年1月1日以後に、銀行等の一定の金融機関との間でその国内にある営業所等を通じて預金又は貯金の受入れを内容とする契約締結等の一定の取引(特定取引)を行う者は、その者の氏名又は名称、住所、生年月日、居住地位、居住地位が外国の場合、当該居住地位における納税者番号、その者の居住地位が住所に係る国又は地域と異なる場合には、その異なる事情の詳細及びその他必要な事項を記載した届出書を、その特定取引を行う際、当該報告金融機関の営業所等の長に提出しなければならないこととされました。

国際的な脱税や租税回避に対応するため、各国税務当局間で非居住者の口座情報を自動的に交換することについてG20サミット等で合意したことを受け、日本の金融機関に対し、非居住者の口座情報の報告を求める制度が整備されることとなります。

## ② クロスボーダーの組織再編成に係る適格性判定の特例の見直し

- ▶ 設立後間もないために、その外国法人の実際の租税負担割合を計算できない場合には、その外国法人が所得を得たとした場合に適用される、本店所在地国の外国法人税の税率をもってその外国法人の租税負担割合とされます。

- ▶ 外国子会社合算税制におけるトリガー税率を20%未満(現行20%以下)に変更することに伴い、特定軽減税外国法人に該当することとされる著しく低い租税負担割合の基準が20%未満(現行20%以下)に変更されます。

上記の改正は、平成27年4月1日以後に行われる合併等について適用されます。

## 消費課税

### 消費税率の引上げ

消費税率10%への引上げは、「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」に基づき、平成27年10月に予定されていましたが、昨年11月にその延期等について安倍首相から表明があったとおり、次の点等について、改正が行われることとされています。

- ▶ 消費税率(国・地方)の10%への引上げの施行日を平成29年4月1日とします。
- ▶ 請負工事等に係る適用税率の経過措置の指定日を平成28年10月1日とする等の改正を行います。
- ▶ 附則第18条第3項に規定する景気判断条項を削除します。

また、「消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法」の期限を、消費税率10%への引上げ時期の変更にあわせ、平成30年9月30日とする等の改正が行われることとされています。

消費税の軽減税率については、関係事業者を含む国民の理解を得た上で、税率10%時に導入することを目指し、対象品目、区分経理、安定財源等について、早急に具体的な検討を進めることとされています。

### 国境を越えた役務の提供に対する消費税

#### (1) 電気通信役務の提供に係る内外判定基準の見直し

電気通信役務の提供(電子書籍・音楽・広告の配信等の電気通信回線を介して行われる役務の提供)に係る内外判定基準が、役務の提供に係る事務所等の所在地から、役務の提供を受ける者の住所地等に見直されることとなります。

#### (2) 対象取引の範囲

電気通信役務の提供には、電気通信役務の提供以外の資産の譲渡等に付随して行われる役務の提供や、単に通信回線を利用させる役務の提供は含まれませんが、著作物の利用の許諾に該当する取引が含まれることとされています。なお、対象取引の範囲については、今回の改正の検討事項として、引き続き検討を行うものとされています。

#### (3) 事業者向け取引に対するリバースチャージ方式の導入

事業者向け電気通信役務の提供については、その取引に係る消費税の納税義務を役務の提供を受ける事業者に転換するリバースチャージ方式が導入されることとなります。

##### ① 事業者向け電気通信役務の提供

国外事業者が行う電気通信役務の提供のうち、当該役務の性質又は当該役務の提供に係る契約条件等により、当該役務の提供を受ける者が事業者であることが明らかなもの、**「事業者向け電気通信役務の提供」**に区分されることとなります。

## ② 役務の提供を行う国外事業者

国外事業者は消費税を上乗せすることなく、国内事業者に対して事業者向け電気通信役務の提供を行うこととなります。なお、国外事業者は、あらかじめ、その役務の提供を受ける国内事業者が消費税の納税義務者となる旨を表示しなければならぬこととされています。

## ③ 役務の提供を受ける国内事業者

上記のとおり、事業者向け電気通信役務の提供を受ける国内事業者は、その取引に係る消費税の納税義務が転換されます。国内事業者は、消費税が上乗せされることなく事業者向け電気通信役務の提供を受けますが、当該取引に係る消費税が国内事業者において納税義務の対象とされます。なお、当該取引に係る消費税は、国内事業者において、仕入税額控除の計算の対象にもなります。

なお、免税事業者が事業者向け電気通信役務の提供を受ける場合、納税義務は生じません。また、国内事業者の事業者向け電気通信役務の提供を受ける課税期間の課税売上割合が95%以上の場合、当分の間、当該課税期間において行った当該役務の提供はなかったものとされ、申告対象から除外されることとなります。

## (4) 消費者向け取引に係る課税方法及び適正課税を確保するための措置

国外事業者が国内に向けて行う消費者向け電気通信役務の提供については、国外事業者が納税義務者となります。消費者向け電気通信役務の提供を国内事業者が受ける場合、当分の間、仕入税額控除制度の適用を認めないこととされていますが、次の(5)の登録国外事業者制度に掲げる一定の場合には、国内事業者における仕入税額控除が認められることとされています。

### ① 消費者向け電気通信役務の提供

国外事業者が行う電気通信役務の提供のうち、事業者向け電気通信役務の提供以外のものが、「消費者向け電気通信役務の提供」に区分されることとなります。

### ② 役務の提供を行う国外事業者

上記のとおり、消費者向け電気通信役務の提供を国内に向けて行う国外事業者が納税義務者となります。国内事業者向けに消費者向け電気通信役務の提供を行う場合には、次の(5)の登録国外事業者制度の適用の可能性があります。

### ③ 役務の提供を受ける国内事業者

国内事業者が受ける役務の提供が、消費者向け電気通信役務の提供に区分される場合、当分の間、その課税仕入れに係る消費税につき、仕入税額控除制度の適用を認めないこととされています。ただし、次の(5)の登録国外事業者制度により、登録国外事業者の登録番号等が記載された請求書等の保存等を要件として、仕入税額控除が認められるものとされています。

## (5) 登録国外事業者制度の創設

### ① 登録国外事業者

納税地を所轄する税務署長を経由して国税庁長官に申請書を提出し、登録を受けた次に掲げる要件を満たす一定の国外事業者(事業者免税点制度の適用を受けない者に限られます)が、登録国外事業者となることとされています。

- ▶ 国内において行う電気通信役務の提供に係る事務所、事業所及びその他これらに準ずるものの所在地が国内にあること又は消費税に関する税務代理人があること
- ▶ 国内に事務所を有しない場合等、納税管理人を定める必要のある事業者については、納税管理人を指定していること
- ▶ 国内の滞納がないこと及び登録国外事業者の登録取消日から1年を経過していること

### ② 登録の申請及び取消

上記①の登録申請については、平成27年7月1日以後に行うことができます。

登録国外事業者の氏名又は名称、住所もしくは居所又は本店もしくは主たる事務所の所在地及び登録番号等については、インターネットを通じて登録後速やかに公表されることとされています。

登録の取消しを求める届出書を納税地を所轄する税務署長を経由して国税庁長官に提出した場合には、届出書の提出があった日の属する課税期間(当該届出書の提出が一定の日以後になされた場合には翌課税期間)の末日の翌日以後は、当該登録は失効するものとされています。

なお、登録を受けた日の属する課税期間の翌課税期間以後の課税期間については、登録の取消しを求める届出書の提出が行われない限り、事業者免税点制度は適用されないこととされています。

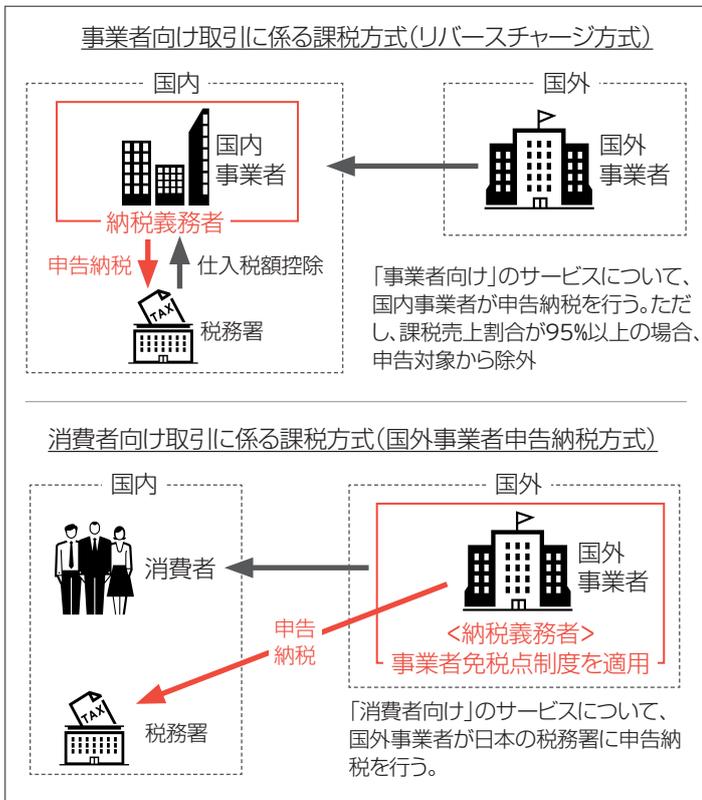
## (6) 事業者免税点制度に係る特例

消費税の納税義務については、基準期間の課税売上高が1,000万円以下である等、一定の場合に免除される制度があります。

今回の改正により、国外事業者が納税義務を判定する場合には、次の特例が適用されることとされています。

- ▶ 事業者免税点制度については、課税期間の基準期間の初日が平成27年10月1日前である場合、当該基準期間の初日から、今回の見直しが行われていたものとして適用されます。
- ▶ ただし、基準期間の初日から今回の見直しが行われていたものとして課税売上高を計算することにつき困難な事情があるときは、平成27年4月1日から同年6月30日までの間において、今回の見直しが行われていたものとして計算した課税売上高に4を乗じて計算した金額によることが認められます。

### (国境を越えた役務の提供に対する消費税の課税の見直し(課税方式)(案))



(財務省資料より)

## (7) 適用時期

上記の改正は、(5)②の登録国外事業者の登録申請を除き、平成27年10月1日以後に国内において事業者が行う資産の譲渡等及び課税仕入れ並びに保税地域から引き取られる課税貨物について適用されます。

現行の消費税制度では、電子書籍・音楽・広告の日本市場への配信等について、国内事業者が行う場合は課税されるのに対し、国外事業者が行う場合には課税されず、競争条件に歪みが生じています。この競争条件の公正性を確保する観点から、従来より政府税制調査会で議論が続けられ、今回の改正が行われることになりました。

クロスボーダーで電子商取引等を行う事業者(売り手・買い手とも)においては、該当取引の有無、取引区分の確認、契約条件等の検討、さらには、システム対応の要否を検討する必要があります。加えて、国外事業者(売り手)においては、申告納税義務の確認・準備、登録の検討・準備等の対応が必要となります。一方、国内事業者(買い手)においては、リバースチャージ適用の有無の確認、追加的な消費税コストへの対応・対策を目的とした、国外事業者(売り手)の登録状況の確認や課税売上割合が低い場合のプランニング等、個々の状況に応じた早期の対応が望まれます。

## 国外事業者による芸能・スポーツ等の役務の提供に係る消費税

平成28年4月1日以後に行われる、国外事業者が国内において行う芸能・スポーツ等の役務の提供について、その取引に係る消費税の納税義務を、役務の提供を行う事業者から役務の提供を受ける事業者に転換するリバースチャージ方式を導入することとされています。

## 個人所得課税・資産課税

### 出国税(国外転出をする場合の譲渡所得等の特例)の創設

国境を越えた人の動きに係る租税回避を防止する観点から、出国時における株式等に係る未実現のキャピタルゲインに対する譲渡所得課税の特例が創設されます。

#### (1) 制度の概要

次の(1)の要件に該当する日本の居住者で、次の(2)に掲げる対象資産を有する者が、出国して日本の非居住者となる場合には、出国時にその対象資産を譲渡等したものとみなして、課税所得の金額を計算し、申告納税を行います。

|            |  |
|------------|--|
| (1)対象者     | 次の要件をいずれも満たす居住者<br>イ 以下(2)のイ及びロに掲げる対象資産の価額の合計額が1億円以上である者<br>ロ 出国の日前10年以内に、国内に住所又は居所を有していた期間の合計が5年超である者<br>ただし、出入国管理及び難民認定法別表第一の在留資格(投資・経営、人文知識・国際業務、企業内転勤等)をもって在留していた期間は除かれる |
| (2)対象資産    | イ 所得税法上の有価証券もしくは匿名組合契約の出資の持分、及び<br>ロ 未決済のデリバティブ取引、信用取引もしくは発行日取引  |
| (3)適用時期    | 平成27年7月1日以後の出国   |
| (4)帰国後の取扱い | 本特例の適用を受けた者が、出国期間中に対象資産の譲渡等を行うことなく、5年以内(10年の納税猶予を申請した場合には、10年以内)に帰国をした場合には、帰国の日から4月以内に一定の手続きを行うことにより、出国時の課税を取り消すことができる   |

#### (2) 納税猶予

出国時に担保を供することにより、出国日から5年(申請により10年)の納税猶予が認められます。

#### (3) 二重課税の調整

納税猶予の適用を受けている者が、出国先で対象資産の譲渡等を行い、外国の所得税を納税する場合で、出国先が日本の出国税の二重課税における調整を認めない場合には、日本において、外国税額控除が認められます。

また、日本に入国する際に外国で出国税の課税を受けた対象資産を日本で譲渡等する場合には、外国の出国税と日本の所得税について、二重課税の調整が認められます。

#### (4) 贈与・相続等による移転

本制度の適用対象者((1)参照)の有する対象資産が、贈与、相続又は遺贈により非居住者に移転した場合には、その時点における対象資産の未実現損益に対して本税制が適用されます。

株式等のキャピタルゲインが非課税とされる国に移住して株式等を売却することによる租税回避行為を防止するために、本人の出国時に未実現利益に課税する制度です。日本に居住する外国人への影響が懸念されていましたが、外国人駐在員等の多くは、本制度の適用対象者から除外されることが明らかになりました。本制度の対象となる外国人は、永住許可を受けた者や配偶者ビザで滞在している者などに限定されると思われます。

### NISA(少額投資非課税制度)の拡充

#### (1) ジュニアNISAの創設

未成年者口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置(いわゆるジュニアNISA)が創設されます。20歳未満の人が開設する口座内の少額上場株式等の配当、譲渡益等が非課税とされます。年間投資上限は80万円であり、非課税期間は最長5年間となります。したがって、非課税投資総額は最大400万円(80万円x5年間)となります。口座開設可能期間は、平成28年から平成35年までの8年間です。

#### (2) 投資上限額の引上げ

現行NISAの年間の投資上限額(現行100万円)を、平成28年分から、年間120万円に引き上げます。

若年層への投資の拡大と、世帯単位でみた非課税投資可能額の引上げを狙っています。

## 結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の創設

個人(20歳以上50歳未満の者に限る、以下「受贈者」という)の結婚・子育て資金の支払に充てるためにその直系尊属(親・祖父母など、以下「贈与者」という)が一括して資金を拠出し、金融機関に信託等をした場合には、この資金については受贈者1人につき1,000万円(結婚に際して支出する費用については300万円を限度とする)までの金額に相当する部分の価額については、平成27年4月1日から平成31年3月31日までの間に拠出されるものに限り、贈与税を課さないこととします。

受贈者が50歳に達した場合(結婚・子育て資金管理契約の終了)に、非課税拠出額から結婚・子育て資金支出額を控除した残額があるときは、当該残額の贈与があったものとして受贈者に贈与税が課税されます。

結婚・子育て資金管理契約の終了日までに贈与者が死亡した場合、非課税拠出額から結婚・子育て資金支出額を控除した残額については、受贈者が贈与者から相続又は遺贈により取得したものとみなし、相続税の課税財産に加算されます。

将来の経済的不安が、若年層に結婚・出産を躊躇させる大きな要因の一つとなっていることを踏まえ、祖父母や両親の資産を早期に移転することを通じて、子や孫の結婚・出産・育児を後押しするために創設されました。

## 住宅取得関連税制の拡充・延長

### (1) 住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置

適用期限が平成31年6月30日まで延長されます。また、消費税率の10%への引上げに伴う経過措置(注)が終了する平成28年9月末にかけて、住宅取得の駆け込み需要が増大し、その後10月以降は大幅な反動減が予想されます。この対応として、平成28年1月から9月にかけては非課税枠が縮小されますが(需要抑制)、10月以降は反動減対策として非課税枠が拡大されます(需要喚起)。特に、平成28年10月から平成29年9月の非課税枠は、最大3,000万円となります(対価の額に含まれる消費税の税率が10%である場合のみ)。

(注)平成28年9月末までに請負契約を締結すれば、引き渡しが平成29年4月を過ぎても、旧税率(8%)が適用されます。

### (2) 住宅ローン減税

適用期限(平成29年12月31日)が平成31年6月30日まで1年6月延長されます。

## その他

### (1) ふるさと納税の拡充

特例控除額の上限が個人住民税所得割額の1割から2割に拡充されます。この改正は、平成28年度分以後の個人住民税について適用されます。また、確定申告不要な給与所得者等がふるさと納税を行う場合は、ワンストップで控除を受けられる仕組みが導入されます。

### (2) 国外扶養親族

日本国外に居住する親族に係る扶養控除等の適用を受ける納税者に対して、納税者の親族であることが確認できる書類等の確定申告書への添付や提示が義務づけられます。この改正は、平成28年分以後の所得税について適用されます。

### (3) 教育資金の一括贈与に係る非課税措置の延長

適用期限が平成31年3月31日まで延長されます。

# 納税環境整備

## 財産債務明細書の見直し

出国税の創設をふまえた上で、提出基準の見直し、記載事項の見直しが行われ、新たに財産債務調書として整備されます。この改正は、平成28年1月1日以後に提出すべき財産債務調書について適用されます。

## 税務関係書類に係るスキャナ保存制度の見直し

スキャナ保存の対象となる契約書及び領収書に係る金額基準(現行:3万円未満)が廃止されます。スキャナ保存に係るいくつかの要件も緩和されます。この改正は、平成27年9月30日以後に行うスキャナ保存に係る承認申請について適用されます。

## 期限後申告書に係る無申告加算税

期限内申告書を提出する意思があったと認められるものにつき、無申告加算税を課さないこととする制度について、適用対象となる期限後申告書の提出期限が、法定申告期限から1月以内(現行:2週間以内)に延長されます。この改正は、平成27年4月1日以後に法定申告期限が到来する国税について適用されます。

## 税務調査手続

再調査の前提となる前回調査の範囲を「実地の調査」に限ることとし、前回調査が「実地の調査以外の調査」である場合には、「新たに得られた情報」がない場合であっても、再調査を行うことができることとされます。この改正は、再調査の前提となる前回調査が平成27年4月1日以後に開始され、その前回調査後に行う再調査について適用されます。

## マイナンバーと預貯金情報

マイナンバー法の改正に併せて国税通則法が改正されます。銀行等に対し、各種照会に効率的に対応することができるように、マイナンバー(個人番号及び法人番号)によって検索できる状態で預貯金情報を管理する義務が課されます。

## メールマガジンのお知らせと登録方法

弊法人では、上記ニュースレター、専門雑誌への寄稿記事及び海外の税制動向を定期的にメールマガジンにて配信しております。メールマガジン配信サービスのお申し込みをご希望される方は、以下をご参照ください。

1. <http://www.eytax.jp/mailmag/> を開きます。
  2. 「メールマガジンの新規登録について」に従い、メールマガジン登録ページよりご登録ください。
- \* なお、本メールマガジン登録に際しては、「個人情報の取扱い」についてご同意いただく必要がございます。

ニュースレター全般に関するご質問・ご意見等ございましたら、下記までお問い合わせください。

EY税理士法人  
コーポレートコミュニケーション部  
[tax.marketing@jp.ey.com](mailto:tax.marketing@jp.ey.com)

## EY | Assurance | Tax | Transactions | Advisory

### EYについて

EYは、アシュアランス、税務、トランザクションおよびアドバイザーなどの分野における世界的なリーダーです。私たちの深い洞察と高品質なサービスは、世界中の資本市場や経済活動に信頼をもたらします。私たちはさまざまなステークホルダーの期待に応えるチームを率いるリーダーを生み出していきます。そうすることで、構成員、クライアント、そして地域社会のために、より良い世界の構築に貢献します。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバル・ネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。詳しくは、[ey.com](http://ey.com) をご覧ください。

### EY税理士法人について

EY税理士法人は、EYメンバーファームです。税務コンプライアンス、クロスボーダー取引、M&A、組織再編や移転価格などにおける豊富な実績を持つ税務の専門家集団です。グローバルネットワークを駆使して、各国税務機関や規則改正の最新動向を把握し、変化する企業のビジネスニーズに合わせて税務の最適化と税務リスクの低減を支援することで、より良い世界の構築に貢献します。詳しくは、[www.eytax.jp](http://www.eytax.jp) をご覧ください。

© 2015 Ernst & Young Tax Co.  
All Rights Reserved.

Japan Tax SCORE CC20150129

本書は、一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務及びその他の専門的なアドバイスをを行うものではありません。EY税理士法人及び他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

[www.eytax.jp](http://www.eytax.jp)